平成２１年（フ）第２８１号
茨城県筑西市倉持422番地14
債務者　中山　米子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐谷　道浩
4　破産債権の届出期間　平成22年１月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成22年４月13日午前10時
6　免責意見申述期間　平成22年３月30日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第６１５号
新潟市中央区鐙西２丁目29番２―222号
債務者　杉﨑　克子
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村上　　裕
4　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月19日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６２６号
新潟県五泉市中川新3321番地の１
債務者　泉　りつ子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　犬飼　善和
4　破産債権の届出期間　平成22年１月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月５日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月13日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１５３１号
神戸市兵庫区山王町２丁目１番11号、前住所
神戸市兵庫区荒田町１丁目10番５―204号
債務者　十時　治代
1　決定年月日時　平成21年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　瀬合　孝一
4　破産債権の届出期間　平成21年12月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月27日午前10時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１８５号
広島県尾道市因島土生町1460番地３
債務者　八津川芳史
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　正信
4　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月15日午後２時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１８６号
広島県尾道市因島土生町1460番地３
債務者　八津川土起子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井上　正信
4　破産債権の届出期間　平成21年12月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年１月15日午後２時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月16日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第２１２号
長野県上田市真田町本原1982番地７
債務者　坂口　重喜
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣
4　破産債権の届出期間　平成21年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２１年（フ）第２１４号
長野県上田市真田町本原1982番地７、前住所
長野県上田市上塩尻367番地26　サープラスファミリー101号
債務者　坂口　潤一
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　芳嗣
4　破産債権の届出期間　平成21年12月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年２月24日午前10時20分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成22年２月17日まで
長野地方裁判所上田支部

破産手続開始及び破産手続廃止

平成２１年（フ）第７８８６号
大阪府高槻市八幡町５番11号
債務者　柴田　裕介
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５００号
愛知県江南市山尻町朝日65番地
債務者　佐々木髙富
1　決定年月日時　平成21年11月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月７日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

破 産 終 結

平成１５年（フ）第４３００号
福岡市博多区博多駅前２丁目13番８号
破産者　株式会社緒方住研
1　決定年月日　平成21年11月12日
2　主文　本件破産を終結する。
3　理由の要領　最後の配当を終わり、債権者集会は破産管財人の任務終了による計算を承認し終結した。
福岡地方裁判所第４民事部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２１年（フ）第９３号
長崎県佐世保市桑木場町351番地５
破産者　富乃家建設こと　佐藤　定徳
1　決定年月日　平成21年11月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係